

わくわく探検隊・会員規約

わくわく探検隊・会員規約

免責事項

プライバシーポリシー

第1章 総則

第1条(隊員規約)

1. 本規約は株式会社わくわくプラス(以下弊社)が運営する「わくわく探検隊」をはじめとする各ウェブサイト(以下弊社サイト)において、弊社が提供する各情報サービス(以下サービス)を利用するわくわく探検隊・会員(以下、「隊員」とよびます。)と弊社との間に適用される条件を定めるものです。

第2条(本規約の範囲)

1. 弊社が隊員に対して発する第4条所定の通知は、この隊員規約の一部を構成するものとします。
2. 弊社が、この隊員規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約等で規定する各サービスの利用上の決まりおよびその他の利用条件等の告知(以下、併せて「利用規約等」という。)も、名目の如何にかかわらず、この隊員規約の一部を構成するものとします。
3. この隊員規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条(本規約の変更)

1. 弊社は本規約をわくわく探検隊隊員に対し予告なしに改訂できるものとします。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の隊員規約によります。
2. 変更後の隊員規約については、弊社が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条(弊社からの通知)

1. 弊社は、オンライン上に表示その他弊社が適当と判断する方法により、隊員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、弊社が当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 隊員

第5条(隊員規約)

1. 「わくわく探検隊隊員」は、弊社所定の登録フォームにより、本規約を承諾のうえ、隊員の登録を申込み、弊社がこれを承認した個人とします。

第6条(サービス)

1. わくわく探検隊隊員は、弊社が発行し登録したID、パスワードによりわくわく探検隊隊員向けのサービスを利用することができます。

第7条(登録手続き)

1. わくわく探検隊隊員の登録手続きは、弊社所定の登録フォームにより隊員となる本人が行うものとし、代理による登録は認められません。
2. わくわく探検隊隊員の登録手続きは、原則として一個人につき一回とします。重複登録が認められた場合は、故意、過失にかかわらず、先に手続きされた登録情報が削除されます。

第8条(入隊の不承認)

1. 弊社がわくわく探検隊隊員として承認することを、下記のいずれかに該当する等して不適切と判断した場合、入隊を認めないことがあります。

- (1) 入隊申込者が実在しないこと。
- (2) 入隊申込をした時点で、隊員規約の違反等により隊員資格の停止処分中であること。
- (3) 過去に隊員規約の違反等により除名処分を受けたことがあること。
- (4) 入隊申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。

(5) 弊社の業務の遂行上または技術上支障があるとき。

2. 承認を不適切と判断した場合であっても弊社はその理由を開示しないものとします。

3. 承認後であっても不適切と判断した場合は承認の取消しを行う事ができるものとします。

第9条(登録情報の管理、プライバシー)

1. ID、パスワードを含むわくわく探検隊隊員のすべての登録情報は、弊社が定めるプライバシーポリシーに従い、弊社が管理、保有するものとします。

2. 弊社は、わくわく探検隊隊員個人を特定できる情報を第三者に開示、販売、貸出しを行わないものとします。但し、警察などの公的機関から事件事故に関わるような、法律に基づき正式な照会を受けた場合、または、人命、財産を保護するために必要と認められた場合は情報を開示することがあります。

3. 弊社は別途定める目的の範囲で、隊員個人を特定できないよう措置を講じた上、隊員から寄せられた意見等の情報を集計・利用することができるものとします。

詳しくは別途定めるプライバシーポリシーをご確認下さい。

第10条(譲渡禁止等)

1. 隊員は、隊員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定 その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第11条(変更の届出)

1. 登録されたすべての情報に関し、わくわく探検隊隊員の事由による変更の必要が生じた場合、速やかに所定フォームから変更手続きを行うものとします。

2. わくわく探検隊隊員は変更手続きを怠り、弊社からの通知が到達しなかった場合でも、通常であれば到達すべきときに到達したと見なされることを、予め承諾するものとします。

3. 登録情報の不備あるいは誤りが原因でサービス利用上の支障が生じた場合、弊社、広告主及び契約施設は一切責任を負いません。

第12条(隊員からの解約)

1. 隊員がサービスの利用を解約する場合は、所定の方法にて弊社に届け出るものとします。解約をする隊員が有料サービスを利用している場合、弊社は、既に受領した利用債務の払い戻し等は一切行いません。

2. 隊員資格は、一身専属性のものとして扱います。弊社は当該隊員の死亡を知り得た時点を以って、前項の届出があったものとして取り扱います。ただし、企業会員はその限りではありません。

3. 本条による解約の場合、当該時点において発生している有料サービスの利用料その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第13条(隊員からの削除)

1. 登録された情報に関し虚偽の申告と認められた場合は隊員削除を行います。

第14条(設備等)

1. 隊員は、サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、サービスが利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してサービスに接続するものとします。

第3章 隊員の義務と責任

第15条(個人認証情報の管理責任)

1. IDおよびIDと組み合わせるパスワードその他の記号等がある場合は、IDとその記号等との組み合わせであっても、隊員のサービスを利用する権利が認識されるのに足りる情報を、この隊員規約において「認証情報」といい、認証情報を用いてサービスの利用権限が確認されることを「認証」といいます。

2. 隊員は、自己の設定したパスワード等認証情報を失念した場合は直ちに弊社に申し出るものとし、弊社の指示に従うものとします。

3. 隊員は、自己の個人認証情報および認証を条件とするサービスを利用する権利を、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないものとします。

4. 隊員の認証がなされたサービスの利用やそれに伴う一切の行為は、本項に反してなされた他者によるサービスの利用やそれに伴う一切の行為(機器等の設定により、隊員自身が一切関与しなくとも認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含む。)も含め、当該利用や行為が隊員自身の行為であるか否かを問わず、隊員による利用および行為とみなします。

5. 隊員の認証情報を利用して隊員と他者により同時に、または他者のみによりなされたサービスの品質および機能について、弊社は一切保証いたしません。

6. 隊員は、自己のID、パスワードを含む個人認証情報の管理について一切の責任を持つものとします。弊社は、隊員の認証情報が他者に使用されたことによって当該隊員が被る損害については、当該隊員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。隊員は、自己の認証情報によるサービスの利用(本条により、隊員による利用とみなされる他者の利用を含みます。)にかかわる利用料その他の有料サービスの債務の一切を負担するものとします。

第16条(自己責任の原則)

1. 隊員は、隊員によるサービスの利用とそのサービスの利用上の一切の行為とその結果について一切の責任を負います。

2. 隊員は、サービスの利用に伴い、他者から問合せ、クレーム等が通知された場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

3. 隊員は、サービスの利用により弊社または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第17条(手続)

1. 隊員はサービスを利用する際は、事前に個々のサービス(有料・無料問わず)ごとに定められた所定の手続を経るものとします。

第18条(私的利用の範囲外の利用禁止)

1. 隊員は、弊社が承認した場合を除き、サービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等(以下、併せて「データ等」といいう。)も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版等のために利用することはできません。

2. 隊員は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

第19条(その他の禁止事項)

第18条の他、隊員はサービス上で以下の行為を行わないものとします。

(1) 公序良俗及び法令等に反する行為

(2) 弊社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。

(3) 他者の財産やプライバシー、肖像権を侵害する行為。

(4) 他者を差別・誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。

(5) 詐欺等の犯罪行為に結びつき、もしくは助長する行為。

(6) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を投稿・送信もしくは表示、またはこれらを収録した媒体を広告表示・投稿し販売を想起させる一切の行為。

(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。

(8) 行き過ぎた同一もしくは類似の営利広告・宣伝を繰り返し掲載する行為。

(9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。

(10) サービスによりアクセス可能な弊社または他者の情報を改ざん、消去する行為。

(11) 他者になりすましてサービスを利用する行為。

(12) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為。

(13) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または弊社が所有する情報等を、他者が受信可能な状態におく行為。

(14) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。

(15) 選挙運動(事前含)もしくは特定の政治・思想活動を行い、助長する行為

(16) 他者の設備または弊社の所有するサービス用設備(通信設備、通信回線、電子機器、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様。)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為。

(17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為。

(18) 上記各号の他、法令、この隊員規約もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、サービスの運営を妨害

する行為、弊社の信用を毀損し、もしくは弊社の財産を侵害する行為、または他者もしくは弊社に不利益を与える行為。

(19)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

第4章 有料サービスの利用料金

第20条(有料サービスの利用料) 基本サービス(無料)以外の、有料サービスの利用料、算定方法等は、弊社が有料サービス毎、別途定めるとおとします。**第21条(決済手段)** 1. 隊員は有料サービスの利用料その他の債務を各隊員ごとに弊社が承認した以下のいずれかの方法で履行するものとします。(1)前払いによる支払い(弊社指定口座への銀行振込等)(2)その他弊社が定める方法による支払

第22条(決済)

1. 隊員は、前条第1項第1号に基づき前払いによる利用料金その他の債務の弁済を行う場合は、当該決済手段の提供者が定める利用条件を遵守するものとします。**第23条(延滞利息)**

1. 隊員が有料サービスの利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお弁済しない場合、隊員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2. 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該隊員の負担とします。**第24条(債権譲渡)**

弊社は、隊員に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、隊員に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。隊員は、この債権譲渡を承諾するものとします。

第5章 運営

第25条(弊社によるIDの一時停止等)

1. 弊社は、以下のいずれかの場合は、当該隊員の了承を得ることなく、当該隊員に付与したIDの使用を停止することがあります。

(1)別途定める一定期間に、別途定めるサービス利用の意思確認に対し、隊員が同意した形跡が認められないと判断した場合。

(2) 電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合。

(3) 隊員宛てに発送した郵便物が弊社に返送された場合。

(4)上記各号の他、弊社が緊急性が高いと認めた場合。2. 弊社が前項の措置をとったことで、当該隊員がサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、弊社は責任を負いません。

第26条(データ等の変更と削除)

1. 隊員がサービス用設備に登録したデータ等が、弊社が各サービスごとに定める所定の期間または量を超えた場合、弊社は隊員に事前に通知することなく削除することがあります。またサービスの運営および保守管理上の必要から、または登録データに不正が発見された場合、または弊社が変更を必要と判断した場合、隊員に事前に通知することなく、隊員がサービス用設備に登録したデータ等を変更または削除することがあります。

2. 弊社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、いかなる責任も負いません。

第27条(サービスの内容等の変更)

1. 弊社は、隊員への事前の通知なくしてサービスの内容・名称を変更することがあります。

第28条(サービスの一時的な中断) 1. 弊社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、隊員に事前に通知することなく、一時的にサービスを中断することがあります。(1)サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合。

(2)火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合。

(3)地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合。

(4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合。

(5)その他、運用上または技術上弊社がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合。2. 弊社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりサービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する隊員または他者が被った損害について、この隊員規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第29条(損害賠償)

1. 弊社の責に帰すべき事由(前条第1項第1号および第5号の場合を除きます。)により、隊員がサービスを一切利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)に陥った場合、弊社は利用不能に係わるサービスが有償提供のときのみ、当該利用不能時間相当分の料金を限度として、隊員に現実発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災地変等弊社の責に帰さない事由により生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別事情により特別の事情から生じた損害、逸失利を含む間接損害、弊社の都合でなく施設の都合により計画停電が行われる日について、弊社は賠償責任を負わないものとします。また、隊員が損害賠償請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。

2. 弊社は、以下の方法のいずれか、またはこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。

(1) 後に請求する有料サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること。

(2) 賠償額に相当するサービスの使用权を付与すること。

3. 利用不能が弊社の故意または重大な過失により生じた場合には、第1項および第2項は適用されないものとします。

4. サービス用設備にかかる電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信業務に起因して隊員が利用不能となった場合、利用不能となった隊員全員に対する損害賠償総額は、弊社がかかる電気通信業務に関して当該第1種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は第1項および第2項に準じて隊員の損害賠償の請求に応じるものとします。

5. 前項において、賠償の対象となる隊員が複数ある場合、隊員への賠償金額の合計が弊社が受領する損害賠償額を超えるときの各隊員への賠償金額は、弊社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各隊員への賠償額で比例配分した額とします。

第30条(免責)

1. 弊社は弊社が提供するデータ等、他者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。

2. 弊社は、隊員がサービス用設備に蓄積した、または隊員が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失(本人による削除は除きます。)し、または他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力を以って、消失または改ざんに伴う隊員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

3. サービスの内容は弊社がその時点で提供可能なものとし、隊員に対する弊社の責任は、隊員が支障なくサービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとします。

4. 弊社はサービスの利用により発生した隊員の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)、およびサービスを利用できなかったことにより発生した隊員または他者の損害に対し、この隊員規約で特に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

5. 定めのない事項については、弊社免責事項が適用されるものとします。

第31条(サービスの提供の中止)

1. 弊社はオンライン上に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

2. 弊社はサービスの提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う隊員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第32条(隊員規約違反等への対処)

1. 弊社は、隊員が隊員規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、隊員によるサービスの利用に関し他者から弊社にクレーム・請求等が為され、かつ弊社が必要と認めた場合、またはその他の理由で不相当と弊社が判断した場合は、当該隊員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 隊員規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。

(2) 他者のクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されているサイトのネットワーク上の位置情報その他内容を知る方法を適切な方法でネットワーク上に表示し、もしくは他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続きを含みます。)を行うことを要求します。

(3) 隊員が発信または表示する情報を削除することを要求します。

(4) 隊員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(5) IDの使用を一時停止とし、または除名処分とします。

2. 前項の規定は第16条に定める隊員の自己責任の原則を否定するものではありません。

3. 隊員は、第1項の規定は弊社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、隊

員は、弊社が第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、弊社を免責するものとします。

4. 隊員は、第1項の第4号および第5号の措置は、弊社の裁量により事前に通知なく行われることを承諾します。

第33条(弊社による隊員資格の停止)

1. 前条第1項第5号の措置の他、隊員が次のいずれかに該当する場合は、弊社は当該隊員に事前に何等通知または催告することなく、IDの使用を一時停止とし、または除名処分とすることができるものとします。

(1) 第8条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合。

(2) 有料サービスの利用料等その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合。

(3) 隊員に対する破産の申立があった場合、または隊員が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。

(4) 弊社から前条第1項第1号・第2号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。

(5) その他弊社が隊員として不適当と判断した場合。

2. 前条第1項第5号または前項により除名処分とされた隊員は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している有料サービスの利用料その他の債務等弊社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

3. 隊員がIDを複数個保有している場合において、当該IDのいずれかが前条第1項第5号または第1項により、使用の一時停止または除名処分の対象となったときは、弊社は、当該隊員が保有する他のすべてのIDの使用を一時停止とし、または除名処分とすることができるものとします。

4. 隊員が第18条の各号または第19条の各号のいずれかに該当することで、弊社が損害を被った場合、弊社は除名処分または当該IDの一時停止の有無にかかわらず、当該隊員に被った損害の賠償を請求できるものとします。

第6章 サービス

第34条(利用上の制約)

隊員は、サービスへの入会申込の経路・手段によっては、特定のサービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを了承します。

第35条(メール配信)

1. 弊社はわくわく探検隊隊員に対して、配信希望の登録がされたメールマガジン、アンケートや広告を含むメールなどを配信できるものとします。

2. 弊社は隊員の希望にかかわらず、サービス運営上で必要と判断した電子メールを配信することができるものとします。そのようなメールについては、隊員の希望で配信を停止することはできません。

3. 隊員と弊社との間でのメールマガジン、メールの送受信は、登録されたメールアドレスのみを使用するものとします。また、隊員が登録したメールアドレスが隊員の都合でその後変更され、隊員がその変更届を怠った結果については、弊社はその責任を負わないものとします。

4. 弊社は隊員がメールマガジン、メール配信停止・解除を希望する際、弊社所定のフォームから手続きを行う事で配信を停止・解除することができます。その際、登録されたメールアドレスにて処理をするものとします。

第36条(他サービス利用)

1. 隊員は、サービスを経由して、弊社以外の第三者のサービス(以下「他サービス」といいます。)を利用する場合において、そのWebマスター等の管理者から当該他サービスの利用に係わる注意事項が表示されているときは、これを守り、その指示に従うとともに、他サービスを利用して第19条各号に該当する行為を行わないものとします。

2. 弊社は、サービス経由による他サービスの利用に関しいかなる責任を負いません。

3. サービス経由による他サービスの利用においても、第16条(自己責任の原則)が適用されるものとします。

第7章 個人情報・通信の秘密

第37条(個人情報)

1. 弊社は、隊員の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、適切に取り扱うものとします。2. 弊社は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

(1) サービスを提供すること。

(2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。

(3) 個々の隊員に有益と思われる弊社のサービスまたは弊社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、隊員がア

クセスした弊社のウェブページその他隊員の端末装置上に表示する、もしくは電子メール、郵便等により送付する、もしくは電話すること。なお、隊員は、弊社が別途定める方法で届け出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。

(4) 隊員から個人情報の取扱いに関する同意を求めめるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。

(5) 隊員の解約日より1年間を限度として、前4号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。

(6) その他隊員から得た同意の範囲内で利用すること。

3. 弊社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

4. 弊社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(画面上それらを明示し、隊員が拒絶する機会を設けることを含みます。)を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

5. 弊社は、隊員の端末を特定する目的でクッキーを設定することがあります。弊社は、クッキーと特定のサービスの利用のためのID等との組み合わせにより特定された隊員のサービスの利用状況を個人情報として取り扱います。

6. 弊社は、第4項にかかわらず、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行なわれた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には当該開示請求の範囲で個人情報を開示することがあります。

7. 第4項にかかわらず、隊員による有料サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には、弊社は、必要な範囲で金融機関または取引先等に個人情報を開示することがあります。

8. 隊員は、自らの個人情報をサービスを利用して公開するときは、第16条(自己責任の原則)、第34条(免責)第2項および第3項が適用されることを承諾します。

9. 弊社は、隊員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、弊社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

10. 定めのない事項については、弊社プライバシーポリシーが適用されるものとします。

第38条(通信の秘密)

1. 弊社は、電気通信事業法第4条に基づき、隊員の通信の秘密を守るものとします。

2. 刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、弊社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、弊社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

4. 隊員による有料サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認められた場合には、弊社は、必要な範囲で金融機関または取引先等に開示することができ、その限りにおいて第1項の守秘義務を負わないものとします。

5. 弊社は、隊員のサービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、弊社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第8章 その他

第39条(準拠法) 1. この隊員規約に関する準拠法は、日本法とします **第40条(専属的合意管轄裁判所)** 1. 本規約に関して、弊社と隊員との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって協議しその解決に努力するものとします。

2. 隊員と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所を隊員と弊社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。2004年6月20日 制定

2006年7月 1日 改訂